平成２２年（フ）第２７０号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬71番地１
債務者　小林　正久
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬71番地１
債務者　小林　秀敏
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３４号
山形県長井市高野町２丁目９番10号
債務者　吉新　英樹
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３５号
山形県長井市高野町２丁目９番10号
債務者　吉新　美樹
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１３９号
さいたま市緑区松木２丁目６番地12　エスポワール浦和Ｂ棟101
債務者　佐藤　弘美
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４０号
さいたま市緑区松木２丁目６番地12　エスポワール浦和Ｂ棟101
債務者　佐藤　啓太
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県八街市八街ろ111番地519
債務者　小林　誠子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３３号
千葉県印旛郡栄町安食3660番地
債務者　大久保貴史
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市井野1586番地26　Ｉ棟103号
債務者　加藤　修司
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４６号
千葉県佐倉市井野1586番地26　Ｉ棟103号
債務者　加藤とみ子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４９号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1659
債務者　杉林恵利奈
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５９号
千葉県八街市大木630番地９
債務者　波田野八郎
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６０号
千葉県八街市大木630番地９
債務者　波田野サカヱ
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６６号
千葉県八街市文違301番地2858
債務者　矢嶋　正勝
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６９号
千葉県佐倉市新臼井田１番10号　202号
債務者　山下　　茂
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７１号
千葉県成田市西三里塚１番地1381　シェルバアムＡ―201
債務者　菊妻千津子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７７号
千葉県四街道市和良比521番地10　大川ハイツ105
債務者　岡野　正美
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７９号
千葉県佐倉市上志津原353番地７　202
債務者　立石雄一郎
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部